七　分解能は、クラッタのない状態において次の条件に合致するものであること。
イ　一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの十分の六以上の値の位置において測定位置から等距離にあり、かつ、方位角二・五度以内にある二の物標を区別して表示できること。
ロ　〇・七五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの二分の一以上の値の位置において同一の方向にあり、かつ、相互に四〇メートル離れた二の物標を区別して表示できること。
八　［略］
九　［略］
十　レーダーの性能が一〇デシベル以上低下したことを確認することができる機能を有するものであること。
十一～十五　［略］
［削る］

［十六　略］
［３　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第74　略］

第75　2,900MHzから3,100MHzまで及び9,300MHzから9,500MHzまでの周波数の電波を使用する船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第31条第２項第１号から第４号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1	2,900MHzから3,100MHzまでの周波数を使用するもの	100MHz
2	9,300MHzから9,500MHzまでの周波数を使用するもの	110MHz

別表第三号（第７条関係）

［１～14　略］

15　無線測位業務を行う無線局の送信設備（基本周波数の平均電力が１Ｗを超えるもの（９GHz帯船舶用レーダーを除く。）に限る。）の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値（基本周波数が470MHz以下のものを除く。）及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レーダー（決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。）の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

［表略］
［注　略］

［16～64　略］

六　分解能は、次の条件に合致するものであること。
イ　一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの二分の一以上の値の位置において測定位置から等距離にあり、かつ、方位角二・五度以内にある二の物標を区別して表示できること。
ロ　一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの二分の一以上の値の位置において同一の方向にあり、かつ、相互に四〇メートル離れた二の物標を区別して表示できること。
七　［同上］
八　［同上］
九　レーダーの性能が低下したことを確認することができる機能を有するものであること。

十～十四　［同上］
十五　三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。
イ　Ｐ〇Ｎ電波を使用する場合　一・二マイクロ秒以下
ロ　Ｑ〇Ｎ電波を使用する場合　二二マイクロ秒以下
［十六　同上］

［３　同上］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第74　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～14　同左］

15　基本周波数の平均電力が１Ｗを超える無線測位業務を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値（基本周波数が470MHz以下のものを除く。）及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、一次レーダー（決定しようとする位置から反射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。）の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数は、総務大臣が別に告示する値とする。

［表同左］
［注　同左］

［16～64　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。